

大阪市生野区役所と学校法人藍野大学との連携協力に関する協定書

大阪市（生野区役所）（以下「甲」という。）と学校法人藍野大学（藍野大学）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が次条で定める各連携事項において相互に協力し、地域活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携し協力する。

- （1）区民の健康づくりに関すること。
- （2）多文化共生に関すること。
- （3）こどもたちの可能性を拓げること、教育に関すること。
- （4）区政のPRや広報、情報発信に関すること。
- （5）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 前2項の規定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものであり、甲乙間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。

4 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項を実施するにあたり、相手方から提供を受けた情報に不正確や誤りがあった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、甲又は乙が、提供した情報に不正確や誤りがあることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙は、大阪市生野区役所における事業連携協定及び包括連携協定の締結・変更・中断・解除に関する基準（令和7年4月1日制定。以下「基準」という。）第4条に基づき、必要な手続きを行うものとする。

（協定の中断）

第5条 甲は、基準第5条に基づき、乙との連携を中断することができる。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲は、乙が基準第6条各号に該当する場合、本協定を解除することができる。

3 甲又は乙は、相手方に対して、前2項による本協定の解除に関して、何らかの損害の賠償を求めることはできない。

(秘密保持義務)

第7条 甲及び乙は、第2条第1項各号に定める連携事項の検討及び実施により知り得た秘密又は情報について、第三者に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後においても、前項に定める秘密保持義務の責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、第2条第1項各号に定める連携事項の検討及び実施について、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 第2条第1項に掲げる事項に係る具体的な事務は、甲が基準第5条第1項に規定する措置を講じた場合は、行わないこととする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和7年10月10日

甲：大阪市

協定締結担当者 生野区長

乙：学校法人藍野大学

協定締結担当者 藍野大学 学長